

お お さ き し

大崎市

だ い じ じょう じゃ、けい、かく

第4次障がい者計画

だ い き じょう ふ く し けい、かく

第7期障がい福祉計画

だ い き じょう じ ふ く し けい、かく

第3期障がい児福祉計画

がいようばん
【概要版】

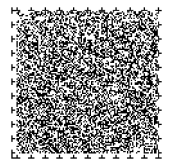


～ ちい き ささ あ ところ
～ 地域で支え合い，心がかようまちづくり ～

れい わ ねん がつ
令和6年3月



これは音声コードです。目の不自由な方への
じょうほうていきょう もくてき
情報提供を目的としています。



1. 計画と基本理念

「障がい者計画」は、「大崎市総合計画」の施策の大綱に定める「地域で支え合い健康で元気なまちづくり」を実現するために、「地域で支え合い、心がかようまちづくり」を基本理念として、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指していくための、障がい福祉に関する具体的な施策の方向性を示す計画です。

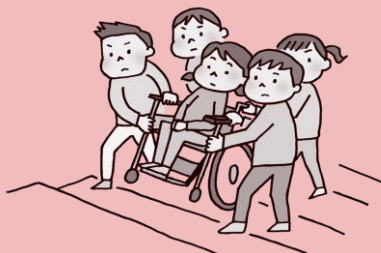
また、「障がい福祉計画」は、障がいのある人が自分らしく暮らすために必要なサービスを利用しやすくするため、「障がい児福祉計画」は、障がいのある子どもの健全な発育に必要なサービスを利用しやすくするための方法について示す計画です。

今回は、これら3つの計画を併せて、障がいのある人の自立と社会参加を促進する地域共生社会を実現するまちづくりを目指すために、「大崎市 第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定しました。

基本理念

地域で支え合い、心がかようまちづくり

地域で支え合い

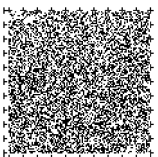


お互いの違いを認めあって信頼し、
共に支え合うことができる

心がかよう



自分の人生に希望を持ち、自分の
意思で自分の生き方を決定できる



2. 計画の策定にあたって

① 計画の位置づけ

本計画は大崎市のまちづくりの基本方針である「大崎市総合計画」を最上位計画とします。また、福祉分野の上位計画である「大崎市地域福祉計画」を踏まえた計画として、「大崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等、他計画と整合性を図り、関連づけながら推進していきます。なお、今後の障がい福祉施策を効果的に進められるよう、「第4次障がい者計画」と「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

また、国の「障害者基本計画」や宮城県の「みやぎ障害者プラン」等、国・県の関連計画との整合性を図るものとします。

② 計画の期間

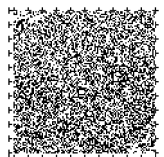
第4次障がい者計画の期間は、令和6年度を初年度とし、令和11年度までの6か年の計画とします。また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は3年を1期として策定することとなっていることから、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とします。

ただし、計画期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者 計画	第3次計画	第4次計画						
障がい 福祉計画	第6期計画	第7期計画				第8期計画（予定）		
障がい児 福祉計画	第2期計画	第3期計画				第4期計画（予定）		

③ 計画の対象

本計画の対象の範囲は「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」等で定義している「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者（発達障害を含む）」「その他の心身の機能の障害」「難病患者等」「障害児」とします。

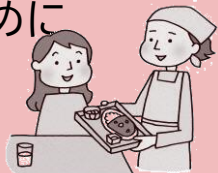


3. 計画の基本目標

基本目標1

互いに尊重し

支え合うために



- 障がいのある人もない人も参加できるイベント等を通じて、お互いの理解と交流を促進します。
- 障がいへの理解を深める機会として、地域活動への呼びかけ、周知を広めます。
- 自立した生活を送るために制度を必要とする人が、必要な時に制度を活用できるよう支援します。
- 障がい者への虐待防止や差別解消のための啓発と発生した虐待への迅速な対応に努めます。

主な施策・施策の展開

施策1 啓発活動の推進

- (1) 広報活動の推進
- (2) 障がい者理解の促進
- (3) ボランティア活動等の充実

施策2 差別解消・権利擁護の推進

- (1) 障がい者差別解消の推進
- (2) 障がい者の保護と権利擁護

基本目標2

地域で自分らしく暮らしていくために



- 必要なサービスを利用できるよう、提供体制と情報提供を充実します。
- 地域で安心して暮らせるよう、多様な生活の場の確保に取り組みます。
- 地域生活を支える相談体制や支援拠点を整え、保健・医療・福祉・教育の連携を強化します。

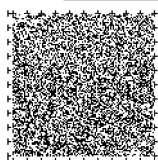
主な施策・施策の展開

施策1 生活支援体制の整備

- (1) 在宅支援体制の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 経済的自立の支援

施策2 雇用・就労の促進

- (1) 雇用の促進
- (2) 福祉的就労の充実



基本目標3

安心して安全に生活するために



主な施策・施策の展開

施策1 情報提供の充実

- (1) コミュニケーション手段等の充実
- (2) 情報の利用におけるバリアフリー化

施策2 生活環境の整備

- (1) 住まいの確保と住宅環境の整備
- (2) 公共的施設のバリアフリー化

施策3 防災・見守り体制の推進

- (1) 防災及び防犯対策の推進
- (2) 防犯意識の醸成

- ウェブサイトやSNS等の様々な媒体の活用やICTの利活用を促進し、誰もが利用しやすく、わかりやすい形での情報発信に努めます。
- 安全な環境を整えるため、住宅や施設・道路の整備、交通手段の充実に努めます。
- 災害時に適切な支援ができるよう、避難所の整備や速やかな情報提供に取り組みます。

基本目標4

生きがいを持って生活するために



主な施策・施策の展開

施策1 早期発見・早期療育の支援

- (1) 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見・早期治療体制の充実
- (2) 地域における療育体制の構築
- (3) 地域におけるリハビリテーション体制の確立

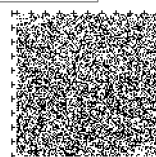
施策2 保育・教育の支援

- (1) 障がい児保育の充実
- (2) 障がい児教育の充実

施策3 交流・生きがいづくりの充実

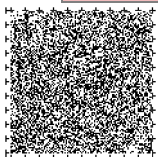
- (1) スポーツ・芸術文化活動の促進
- (2) 交流教育の充実

- 健康づくりを支援し、早期発見のための体制を整えつつ、保健・医療体制を強化します。
- 療育・保育・教育の支援体制を整備し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します。
- スポーツや文化活動の場を提供・支援し、障がいのある人の生活を充実させる取り組みを進めます。

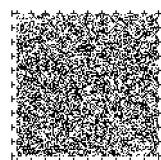


4. 各サービスの見込量

サービス		R6	R7	R8
訪問系サービス	居宅介護/重度訪問介護/同行援護/行動援護/重度障害者等包括支援	1,286	1,286	1,286
		107	107	107
日中活動系サービス	生活介護	6,554	6,554	6,554
	自立訓練 (機能訓練)	0	0	0
	自立訓練 (生活訓練)	288	288	288
	就労選択支援	-	112	140
	就労移行支援	601	601	601
	就労継続支援 (A型)	1,678	1,710	1,805
	就労継続支援 (B型)	6,480	6,660	6,840
	就労定着支援	12	13	14
	療養介護	24	24	24
	短期入所 (ショートステイ) 福祉型	120	120	120
	短期入所 (ショートステイ) 医療型	10	10	10
	共同生活援助 (グループホーム)	215	220	225
	施設入所支援	123	121	118
	自立生活援助	1	1	1
相談支援	計画相談支援	230	240	250
	地域移行支援	1	1	1
	地域定着支援	1	1	1



サービス		R6	R7	R8	
地域生活支援事業 (必須事業)	理解促進研修・啓発事業	件数	1	1	1
	自発的活動支援事業	件数	2	2	2
	相談支援事業	箇所	3	3	3
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
	成年後見制度利用支援事業 (実利用者数)	人	5	5	5
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無
	意思疎通支援事業				
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (実利用者数)	人	30	30	30
	手話通訳者設置事業(実施箇所数)	箇所	0	0	0
	日常生活用具給付等事業				
	介護訓練支援用具	件	10	10	10
	自立生活支援用具	件	10	10	10
	在宅療養等支援用具	件	20	20	20
	情報・意思疎通支援用具	件	80	80	80
	排泄管理支援用具	件	2,800	2,900	3,000
	居宅生活動作補助用具	件	1	1	1
	手話奉仕員養成研修事業	人	25	25	25
地域生活支援事業 (任意事業)	移動支援事業	のべ時間	1,000	1,000	1,000
		人	50	50	50
	地域活動支援センター事業	箇所	4	3	3
		人	65	60	60
	訪問入浴サービス事業	のべ時間	924	924	924
		人	12	12	12
知的障害者職親委託事業	箇所	1	1	1	
	人	1	1	1	
日中一時支援事業	日	1,500	1,500	1,500	
	人	140	140	140	



サービス		R6	R7	R8
市が単独で行っている事業	福祉タクシー利用助成事業	人 400	410	420
	心身障害者自動車等燃料費助成事業	人 320	330	340
	福祉有償運送利用助成事業	人 10	10	10
	障害者家族介護用品支給事業	人 20	20	20
	身体障害者緊急通報システム事業	人 1	1	1
	自動車運転免許助成事業	人 10	10	10
	自動車改造助成事業	人 2	2	2
障害児、通所支援等	児童発達支援	日 480	516	552
		人 40	43	46
	放課後等デイサービス	日 3,520	3,680	3,840
		人 220	230	240
	保育所等訪問支援	日 6	6	6
		人 2	2	2
	居宅訪問型児童発達支援	日 4	4	4
		人 1	1	1
	医療型児童発達支援	日 4	4	4
		人 1	1	1
相談支援 障害児	障害児相談支援	人 75	85	95



おおさきしだい じしやう しゃけいかく だい きしやう ふくしけいかく だい きしやう じふくしけいかく
 大崎市第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
 【概要版】

はっこうび れいわ ねん がつ
 発行日：令和6年3月
 はっこう おおさきし みんせいぶ こうれいしやう ふくしか
 発行：大崎市 民生部 高齢障がい福祉課
 みやぎけんおおさきしふるかわなのかまち ばん ごう
 〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号
 TEL：0229-23-2167 FAX：0229-23-2418

おおさきし じしやうほう
 大崎市の情報は
 こちらから



<https://www.city.osaki.miyagi.jp>

